

青森県がん診療連携協議会院内がん登録部会設置運営要領

（目的）

第1 青森県がん診療連携協議会（以下、「協議会」という。）要綱第2条第2号に規定する事項を検討するため、協議会に青森県がん診療連携協議会院内がん登録部会（以下、「部会」という。）を設置し、その組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2 部会は、次の各号に掲げる事項の検討を行う。

- （1）院内がん登録データの収集及び収集方法に関すること
- （2）院内がん登録データの分析・評価に関すること
- （3）院内がん登録データの集計結果の報告に関すること
- （4）がん登録実務者の資質向上に関すること
- （5）その他、部会及び協議会が必要と認めた事項

（組織）

第3 部会は、別表に掲げる医療機関の職員をもって構成する。

2 部会員は、構成医療機関の長の推薦に基づき協議会会長が委嘱する。

3 部会には部会長を置く。

- （1）部会長は、部会員の互選により選出する。
- （2）部会長は、部会を代表し、議長として会務を総理する。
- （3）部会長は、必要に応じて部会を招集する。
- （4）部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代行する。

4 部会長は、必要に応じて部会員以外の者を部会に出席させることができる。

（任期）

第4 部会員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない

2 任期途中で退任した部会員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（事務局）

第5 部会の庶務は、青森県立中央病院運営部経営企画室で処理する。

（その他）

第6 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は平成23年9月12日から施行する。

附 則

この要領は平成 2 5 年 5 月 1 6 日から施行する。

附 則

この要領は平成 2 7 年 5 月 1 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 2 8 年 2 月 1 2 日から施行する。

附 則

この要領は令和 2 年 6 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 8 年 8 月 2 5 日から施行する。

別表（第3関係）

NO	機 関 等
1	青森県立中央病院
2	弘前大学医学部附属病院
3	弘前大学大学院 医学研究科 社会医学講座
4	八戸市立市民病院
5	三沢市立三沢病院
6	十和田市立中央病院
7	下北医療センター むつ総合病院
8	青森市民病院
9	双仁会 青森厚生病院
10	社団法人慈恵会 青森慈恵会病院
11	弘前総合医療センター
12	黒石市国民健康保険黒石病院
13	医療法人ときわ会 ときわ会病院
14	独立行政法人労働者健康安全機構 青森労災病院
15	八戸赤十字病院
16	つがる西北五広域連合 つがる総合病院
17	青森保健生活協同組合 あおもり協立病院
18	津軽保健生活協同組合 健生病院
19	医療法人 雄心会 青森新都市病院